

第 3 部

弁護士・弁護士会について

法律の専門職「弁護士」は普段何をしているのか？

弁護士の団体である「弁護士会」は何をしているのか？

「弁護士」は普段何をしているのか？

- 弁護士の使命「基本的人権の擁護と社会正義の実現」
(弁護士法1条)
 - 裁判所の法廷で相手方と戦うのが仕事？
 - これはこれで間違いではありません。
- 法廷に立つ仕事ばかりではありません。
 - 契約書のチェック、遺言作成のお手伝い、裁判になる前の交渉なども行っています。
- 相手方（敵）がいる仕事ばかりではありません。
 - 後見人・保佐人・補助人業務、相続財産管理業務など
- 行政や会社等の会議メンバーとして、法的意見を述べるといった仕事もあります。
 - 審議会、株主総会、倫理委員会、虐待防止委員会など

「弁護士会」は何をしているのか？

- 「弁護士」は「弁護士会」に加入しなければなりません。
(強制加入団体)
→ 群馬県内の弁護士は、全員「群馬弁護士会」に加入しています。
- 「法律相談センター」では、一般市民の法的アクセスを図るため、
 弁護士会独自の法律相談窓口を設置
 自治体による市民向け法律相談に弁護士を派遣したりしています。
- 高齢者・障害者の権利擁護を巡る諸課題については、
 「高齢者・障害者支援センター」
 を設置し、様々な取組をしています。

高齢者・障害者支援センターのご紹介

高齢者・障害者の権利擁護に関する法的課題について、
様々な取組をしています。

主な活動については、群馬弁護士会ウェブサイト内の、

トップページ

→ 弁護士会の活動

→ 高齢者・障害者支援センター

をご覧ください。

(URL: <https://www.gunben.or.jp/activities/aged/>)

高齢者・障害者支援センターのご紹介

「高齢者・障害者虐待対応専門職派遣事業」

(ポイント)

社会福祉士会、司法書士会とともに「虐待対応専門職チーム」を形成し、行政機関の虐待ケース会議等に弁護士を派遣しています。

→ 高齢者虐待・障害者虐待にかかる法的解釈や事実確認に関するアドバイス、虐待解消に向けた行政対応についてのアドバイス、虐待を受けた方々の身体・財産の安全確保のためのアドバイスなど、事案に即した迅速かつ実践的なアドバイスを行っています。

<受付窓口>

高齢者虐待対応

→ 群馬県社会福祉士会 027-212-8388

障害者虐待対応

→ 群馬県障害者権利擁護センター 027-289-3127

高齢者・障害者支援センターのご紹介

「専門職派遣事業」 「講師派遣事業」

(ポイント)

- ・ 高齢者・障害者を巡る諸問題の検討会、研修など、
 - ・ 医療・介護・法律が交錯する事案のケース会議など、
- に、弁護士派遣を行っています。

専門職派遣、講師派遣に関するご連絡は、

群馬弁護士会 027-233-4804
(高齢者・障害者支援センター担当事務局 あて)

お気軽にご連絡ください。